

西京区役所洛西支所 1 階ロビー使用要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、京都市が事務事業を推進するために使用する場合を除き、西京区役所洛西支所（以下「洛西支所」という。）の 1 階ロビーを、地域の福祉、文化の向上等を図ることを目的として使用するための必要な手続を定めるものとする。

（使用可能団体）

第 2 条 洛西支所 1 階ロビーの使用が可能なのは、西京区の住民で組織された団体とする。

（使用許可の申請）

第 3 条 洛西支所 1 階ロビー及びその備品等を使用する団体等の責任者（以下「申請者」という。）は、西京区役所洛西担当区長（以下「担当区長」という。）が定める洛西支所 1 階ロビー使用許可申請書（様式 1）により担当区長に申請しなければならない。

- 2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を担当区長に申し出て、新たに許可を受けなければならない。
- 3 洛西支所 1 階ロビーを京都市が使用する期間を対象とする使用許可申請は受け付けない。

（申込期間）

第 4 条 洛西支所 1 階ロビー使用許可申請書の受付は、使用を開始する日の 3 箇月前から 1 週間前までとし、その受付時間は別表 1 のとおりとする。

ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、土曜日、日曜日及び毎年 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間には受付を行わない。

（使用時間等）

第 5 条 洛西支所 1 階ロビーを使用することができる時間は、別表 2 のとおりとする。

- 2 洛西支所 1 階ロビーは、毎年 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間は使用できないものとする。
また、公職選挙法に定める公示日又は告示日から開票日の翌日までの間は、使用できない場合がある。

（許可期間）

第 6 条 許可期間は、1 日から 15 日間までとする。準備及び撤収については、許可期間内で行うものとする。

（使用許可）

第 7 条 担当区長は洛西支所 1 階ロビーの使用を許可したときは、洛西支所 1 階ロビー使用許可書（様式 2）を申請者に交付する。

- 2 許可を受けて洛西支所1階ロビーを使用する者（以下「使用者」という。）は、洛西支所1階ロビー使用許可書を洛西支所の担当職員に提示し、確認を受けてから使用しなければならない。
- 3 使用の範囲については、あらかじめ担当区長の指示に従わなければならない。

（使用の取消）

第8条 使用許可申請又は使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、ただちにその旨を担当区長に申し出て取消の処理を行わなければならない。

（使用の不許可）

第9条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 洛西支所の業務の遂行に支障があるとき。
- (2) 庁舎の管理上支障があるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 営利活動、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあるとき。
- (7) 会費、入場料等名目の如何を問わず金銭を徴収するとき。
- (8) その他担当区長が不相当と認めるとき。

（使用許可の変更）

第10条 次の各号の一に該当するときは、担当区長は使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 洛西支所1階ロビー使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
 - (3) 災害その他の不可抗力により洛西支所1階ロビーの使用ができなくなったとき。
 - (4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
 - (5) その他公用又は管理上の都合により、担当区長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、担当区長及び本市はその責を負わない。

（使用者の管理義務及び禁止行為）

第11条 使用者は、洛西支所1階ロビー使用中の管理について一切の責任を持つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。また、使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

- 2 使用者は、土曜日、日曜日及び休日に使用する場合は、必ず管理者を常駐させること。
- 3 使用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 洛西支所1階ロビーでの飲酒、飲食及び喫煙行為
 - (2) 音楽の演奏等みだりに大きい音をたてる行為
 - (3) その他担当区長が不相当と認めると行為

(原状回復)

第12条 使用者は施設の使用を終了し、又は使用の許可の取消を受けたときは、速やかに原状に復し、確認を受けなければならない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとする場合は、担当区長の許可を受けなければならない。

2 担当区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(損害賠償)

第15条 使用者は洛西支所1階ロビー、その附属施設又は備品等を破損するなど、本市に損害を与えたときはその洛西支所1階ロビーを管理する担当区長の認定によりその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 洛西支所1階ロビーの使用に際しては、洛西支所洛西支所1階ロビー使用許可書(様式2)に記載の注意事項を留意しなければならない。

2 前各条に定めのない事項、その他洛西支所1階ロビーの使用に関して必要な事項は担当区長が定める。

付 則 この要綱は平成26年9月1日から実施する。

別表1 (受付時間)

曜日	午前	午後
平日のみ	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで

別表2 (使用時間)

全曜日
午前8時30分から午後5時まで

洛西支所 1 階ロビー使用許可申請書

(様式 1)

(宛先) 京都市西京区洛西担当区長	申請年月日	平成 年 月 日	No.
申請者住所 (団体所在地)		申請者氏名 (団体名)	
		TEL ー	
西京区役所洛西支所 1 階ロビー使用要綱により下記のとおり申請します。			
使用目的			
使用日時	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
使用区分	<input type="checkbox"/> 壁面可動式パネル <input type="checkbox"/> ホールフロア <input type="checkbox"/> その他 ()	事業資料	有 無
		使用責任者	

洛西支所 1 階ロビー使用許可書

(様式 2)

申請年月日	平成 年 月 日	No.	京都市西京区洛西担当区長 ㊟
申請者住所 (団体所在地)		申請者氏名 (団体名)	
		TEL ー	
西京区役所洛西支所 1 階ロビー使用要綱によりこれを許可します。			
使用目的			
使用日時	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
使用区分	<input type="checkbox"/> 壁面可動式パネル <input type="checkbox"/> ホールフロア <input type="checkbox"/> その他 ()	事業資料	有 無
		使用責任者	
許可条件			

【注意事項】

- 1 実施される事業の資料, 案内等があれば添付してください。(作成中の場合は完成後でも構いません) また, ホールフロアも使用される場合は展示机等の配置図面を提出してください。
- 2 使用日時は準備, 片付けの日時を含め申請してください。
- 3 洛西支所 1 階ロビーには壁面可動式パネル (8 枚) 以外の展示用備品はありません。
- 4 洛西支所 1 階ロビーでの政治及び宗教に関する活動, 営利行為, 食べ物の持込み及び食事, 音楽等の演奏は厳禁です。
- 5 設備備品等を破損された場合は, 直ちに地域力推進室総務・防災担当に連絡してください。